

在宅医療DX情報活用加算の届出について

様式 11 の 6

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注 13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注 6 の規定により準用する場合を含む）及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療DX情報活用加算の施設基準に係る届出書添付書類

（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

施設基準			
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	☒	オンライン請求
2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	☒	オンライン資格確認
3	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制が整備されている	☒	診療室で情報取得できる体制が必要
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている	☒	在DX 1 を算定する場合のみチェック
5	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	☒	経過措置 (令和 7 年 9 月 30 日まで)
6	医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	☒	要 院内掲示
7	医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	☒	経過措置 (令和 7 年 5 月 31 日まで)

【記載上の注意】

「4」については、当該加算 1 を算定する場合に記載すること。

「5」については、令和 7 年 10 月 1 日以降に算定を開始する場合に記載すること。

「5」については、令和 7 年 9 月 30 日までの間に限り、「7」については、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。

「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。